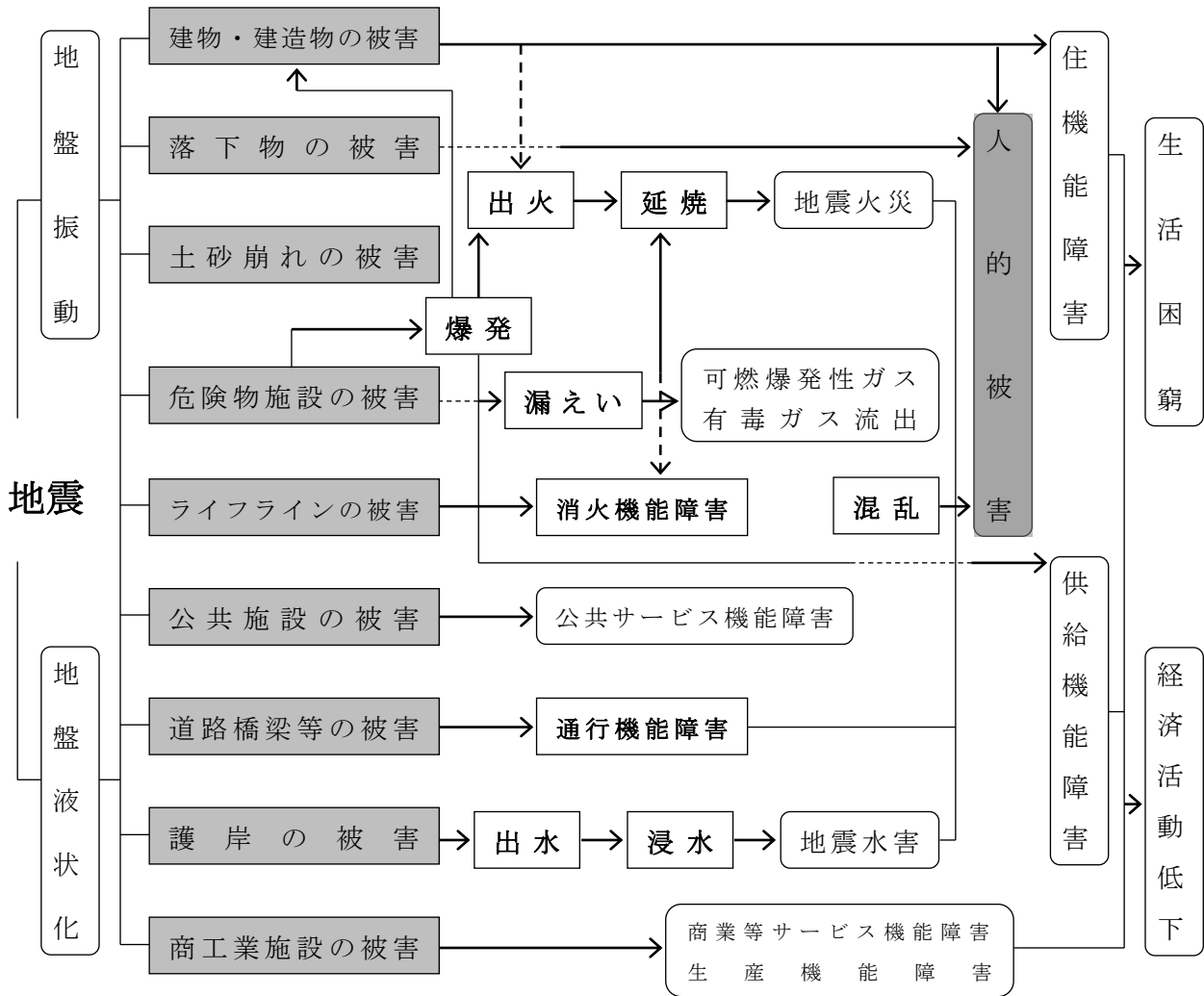


《地震関連図》 資料 6.1.1



消防庁：防災アセスメントに関する調査報告書（1983より加工）

《 気象庁震度階級 》 資料 6.1.2

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.5	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.5	6強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

**《災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情  
及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令》** 資料 6.1.3

(厚生省令第86号) (抜粋)

(令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情)

**第1条** 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

(令第1条第1項第4号の厚生労働省令で定める基準)

**第2条** 令第1条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

**《 福岡県災害救助法施行細則 》** 資料 6.1.4

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 削除

(救助実施区域の告示)

**第3条** 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

**第4条** 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

- 第4条の2** 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。
- 2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。
  - 3 部に別表第1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。
  - 4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

- 第5条** 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

- 第6条** 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）
  - (2) 公用変更令書（様式第4号）
  - (3) 公用取消令書（様式第5号）
- 2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。
  - 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

## 第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

- 第8条** 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

- 第9条** 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

- 第10条** 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 (様式第9号)

(2) 公用取消令書 (様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳 (様式第11号) に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

**第11条** 法第25条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書 (様式第12号) を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳 (様式第13号) に、これを登録するものとする。

## 第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

**第13条** 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官、その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

**第14条** 政令第11条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(実費弁償請求書の様式)

**第15条** 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

**第16条** 法第27条第4項の規定により、当該吏員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

## 第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

**第18条** 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

**第19条** 知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

**第20条** 法第44条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

**第21条** 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

## 第22条及び第23条 削除

(災害救助基金台帳)

**第24条** 法第37条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

**第25条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(略)

附 則 (平成 21 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

班 名	組 織	管 轄 区 域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域
筑紫救助班	福岡県筑紫 保健福祉環境事務所	福岡市 中央区 南区 東区 博多区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	福岡市の西区 早良区及び城南区 糸島市
宗像・遠賀 救助班	福岡県宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手 救助班	福岡県嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡